

リザーブドオフィス サービス利用規約 お客様控え

(※ 最新のご利用規約は<http://reservedoffice.co.jp/user/kiyaku.pdf>に掲載されています。)

平成22年3月18日 制定
平成22年4月8日 改定
平成22年11月15日 改定
平成23年1月6日 改定
平成24年1月6日 改定
平成26年2月8日 改定
平成26年2月8日 改定
平成26年12月15日 改定

第一条 本規約の意義

株式会社ファーストコネクション(以下、弊社)は、リザーブドオフィスのファーストプラン、セカンドプラン契約者(以下、会員)との間に利用規約を定め、弊社は本規約で定める通りサービスの提供を行う事とします。

第二条 契約の申込と成立

契約の申込はインターネット又は店頭でお申込の後、審査に必要な書類を郵送又はFAXで送って頂きます。ご送付を頂いた資料を元に、弊社で利用の可否について審査を行います。審査結果が合格であれば、その旨とお支払方法のご案内をさせて頂き、申込者が費用を払った時点で契約の成立となります。契約の成立前であれば、弊社又は会員はいつでも契約の申込をキャンセル出来る事とします。

第三条 申込の拒否及び違約行為

次に該当する場合、弊社は契約の申込を拒否、又はすでに契約を行っている場合契約の解除を行います。

- ・本規約で定める事項に違約した場合
- ・申込書類に虚偽があった場合
- ・初期費用お支払前に弊社が提供を予定している住所等を無断利用した場合
- ・定められた期日までに月額料金又は利用料金の支払いがなかった場合
- ・本人確認の為、ご提出頂いた本人確認書類に記載の住所へ弊社から送った郵便物が届かなかった場合
- ・弊社へご登録頂いたメールアドレス宛に送ったメールが届かず、その後のアドレス変更の催告にも応じて頂けなかった場合
- ・その他、弊社が不適切と認める行為があった場合。

第四条 契約の利用期間と更新及び解約

弊社サービスの利用期間は最短6ヶ月、最長3年となります。利用期間が3年を経過した場合、原則としてサービスを継続する事はできません。やむを得ない場合に限りサービスの利用期間の延長を承りますが、延長の可否について審査を必要とします。審査の結果更新をお受けできない場合もございます。利用期間が3年を超えた場合の延長契約は1ヶ月単位での契約となります。解約は利用期間中は6ヶ月目以降、解約予定日の1ヶ月以上前に書面で解約の通知をすることで、いつでも解約ができます。但し、銀行振込で予め費用を頂いている場合、途中解約であっても費用の返金はできません。

第五条 許可の内容

弊社は会員に対し、第二条から第四条で定める契約期間内に、本規約で定める範囲の中で弊社が指定する住所の使用を許可します。住所利用の用途は個人・法人の事業活動拠点として名刺やウェブサイト等に記載をする事に限ります。法人の登記住所として利用することは許可しないものとしますが、別途弊社が指定する特約書兼連帯保証書を提出頂ければ、特約に基づき法人の登記住所としての利用を許可するものと致します。特約書兼連帯保証書には実印の押印及び印鑑証明の提出が別途必要となります。弊社から送付する「法人登記住所としての住所利用許可書」の受領を以って登記可能となります。(※弊社から発行する「法人登記住所としての住所利用許可書」の受領前に法人登記住所として「申請」をする事は規約違反となります。)

又、ファーストプラン契約者に限り、弊社が指定するFAX番号の使用を許可します。弊社が指定するFAX番号に届いたFAXは宛名が記載されている場合に限り、到着から1営業日以内に会員が指定するEメールアドレスへ月間100枚を上限としてPDFにて送付します。

第六条 住所利用についての制限

住所の利用について、住民票、免許証、パスポートその他居住の実態を伴う用途で登録すべき場所としての利用は一切できません。又、ダイレクトメールの返信先、アダルトサイト、出会い系サイト、連鎖販売取引、マルチ商法、ギャンブル、その他これら準ずるビジネスの住所としての利用はできません。又、政治活動、宗教活動、暴力団活動等にこれを利用するその他、公序良俗に反する利用、法令・条例に違反する行為への利用も一切できません。又、いかなる理由があろうとも弊社及び他のお客様に対し迷惑を掛ける可能性がある利用はできません。又、清算結了登記を行う場合を除き、解散法人の登記住所としての利用はできません。

第七条 無料サービスについて

弊社は弊社が指定する住所に郵便物が届いた場合、別途「郵便物無料転送規約」で定める通り郵便法第四条で送達を禁止されている郵便物を除き会員が指定する場所へ転送を無料で行います(以下、転送サービス)。但し、郵便局留め、営業所留め、私書箱又は他のバーチャルオフィス・レンタルオフィス宛の転送はお断り致します。転送サービスは弊社営業日に限り提供を行います。その為、年末年始や大型連休中は長期間に渡り対応できない場合があります。本条の郵便物の定義とはポスト投函された会員宛の投函物すべてとします。

第八条 変更の届出

会員は名称、住所、連絡先等、申込時に届け出を行った事実に対し、変更があった場合は速やかに弊社に届け出を行う必要があります。

第九条 サービスの中止

弊社は、経営に重大な問題が発生した場合又は、その他止むを得ない事情がある場合、バーチャルオフィスを廃止する場合があります。その際は1ヶ月以上前に予告する事とし、事前払込等によりサービスの中止予定日以降の料金もすでに払い込んでいる場合は、サービスの実行日以後の料金を日割りで返金を行います。

リザーブドオフィス サービス利用規約 お客様控え

(※ 最新のご利用規約は<http://reservedoffice.co.jp/user/kiyaku.pdf>に掲載されています。)

第十条 契約の解除

第三条及び第六条に該当する事実があった場合の他、破壊行為、騒音行為、弊社及び他の会員や近隣住民に迷惑となる行為その他、弊社が不適切と認める行為があった場合、予告なく住所使用許可を取消の上、契約の解除を行います。契約の解除後は、直ちに登記事項、名刺、パンフレット等から弊社サービスが提供する住所及びFAX 番号等の表記を削除せねばなりません。

第十一条 サービスの停止

契約更新時、弊社が定める支払期日の3日後までに支払いがなかった場合、契約期間満了日をもって住所の使用許可を除くサービスの停止を行います。サービス停止日より14日以内にお支払いがなかった場合、サービス停止日を契約解除日として契約を解除致します。

第十二条 サービスの終了

本規約の終了日は平成32年2月29日とすることとし、会員は平成32年2月29日迄に本規約で定める住所利用等のサービスを停止しなければなりません。「東京都中央区八重洲1-9-13(以下、東京オフィス)」につきましては平成32年に再開発が予定されています。東京オフィスについて、弊社と賃貸人による契約期限は平成32年3月8日迄の定期借家契約である事から本規約に基づくサービスの終了後、新たなサービス等が始まる事はありません。銀座オフィスについては普通借家契約である事から本規約に基づくサービスの終了後、新たなサービスが開始される場合があります。但し、その場合でも、本規約に基づき定められるサービスは本条の本条に基づき平成32年2月29日に終了する事とし、平成32年3月1日以降は利用料金及びサービス内容等について、新しく定められた規約又は契約に同意又は締結を必要とします。尚、銀座オフィスについて新たなサービスを開始する場合平成32年2月15日迄にその旨の告知を行う事とします。

第十三条 遅延損害金

会員は弊社サービスについての月額料金に於いて指定の期日をすぎても支払いがなかった場合、支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年利8.00%を上限とした額を月額料金に加算し、請求する場合があります。

第十四条 会員からの契約の解除申し入れ時の取扱

会員は解除予定日の1ヶ月以上前に事前に書面又はメールで契約の解除の連絡を入れることにより、いつでも契約を解除できる事とします。但し、解除予定日が利用開始日より6ヶ月以内だった場合、利用開始日から6ヶ月分の利用料金を支払うことにより解除ができます。契約の解除予定日までに速やかに登記事項を初め、名刺、パンフレット、ウェブサイト等から弊社が提供した住所、FAX 番号等を削除しなければなりません。又、銀行振込により解除予定日を超えた機関の料金を事前にお支払頂いている場合でも、返金はできません。又、解除日以降に届いた郵便物、FAX 等は一切受け取ることはできません。

法人契約で当社が提供する住所に支店又は本店として登記を置いている会員に限り解約日の翌日から10日以内に登記事項から当社が提供する住所が抹消されている事を証する履歴事項全部証明書をお送り頂く必要があります。登記事項から当社が提供する住所が抹消されている事を証する住所履歴事項全部証明書をお送り頂けない場合、当社が提供する住所が登記住所として抹消されていない事とみなし、解除日の翌日から起算して登記事項から当社が提供する住所が抹消されている事を証する住所履歴事項全部証明書をお送り頂くまでファーストプラン月額料金に相当する費用及び、登記印紙代等当社が登記情報調査の為に要した費用又、内容証明郵便等により当社が契約を解除した会員へ通達を行った場合それに伴う費用実費をご請求させていただきます。

法人契約で契約中の法人を弊社が指定する住所で解散を行う場合、清算結了登記を行わなければなりません。第三条に定める通り、弊社住所を解散法人の住所として利用する事は出来ません。万一、解散法人の住所として利用を行った場合、第九条に基づき契約を解除の上、弊社は会員に対し、直ちに住所利用の停止を求める事とします。その際、解除日の翌日から起算して登記事項から当社が提供する住所が抹消又は当該法人について清算結了登記がされている事を証する住所履歴事項全部証明書をお送り頂くまで、ファーストプラン月額料金に相当する費用及び、登記印紙代等当社が登記情報調査の為に要した費用又、内容証明郵便等により当社が会員に対し通知を行った費用実費をご請求させていただきます。

第十四条 法律の準拠と管轄裁判所

本規約の準拠法は日本法とし、弊社と会員との間で生じた一切の紛争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成22年3月18日 制定

平成22年4月8日 改定 第二条の6

平成22年11月15日 改定 (追加)第二条の7

平成23年1月6日 改定 申込方法の変更等、規約一部変更及び追加

平成24年1月6日 改定 条文の改定

平成26年2月8日 改定 条文の改定

平成26年12月15日 改定 第十二条 「平成27年3月8日」を「平成32年3月8日」に「平成27年2月28日」を「平成32年2月29日」に変更